

地域自治協議会の取組について

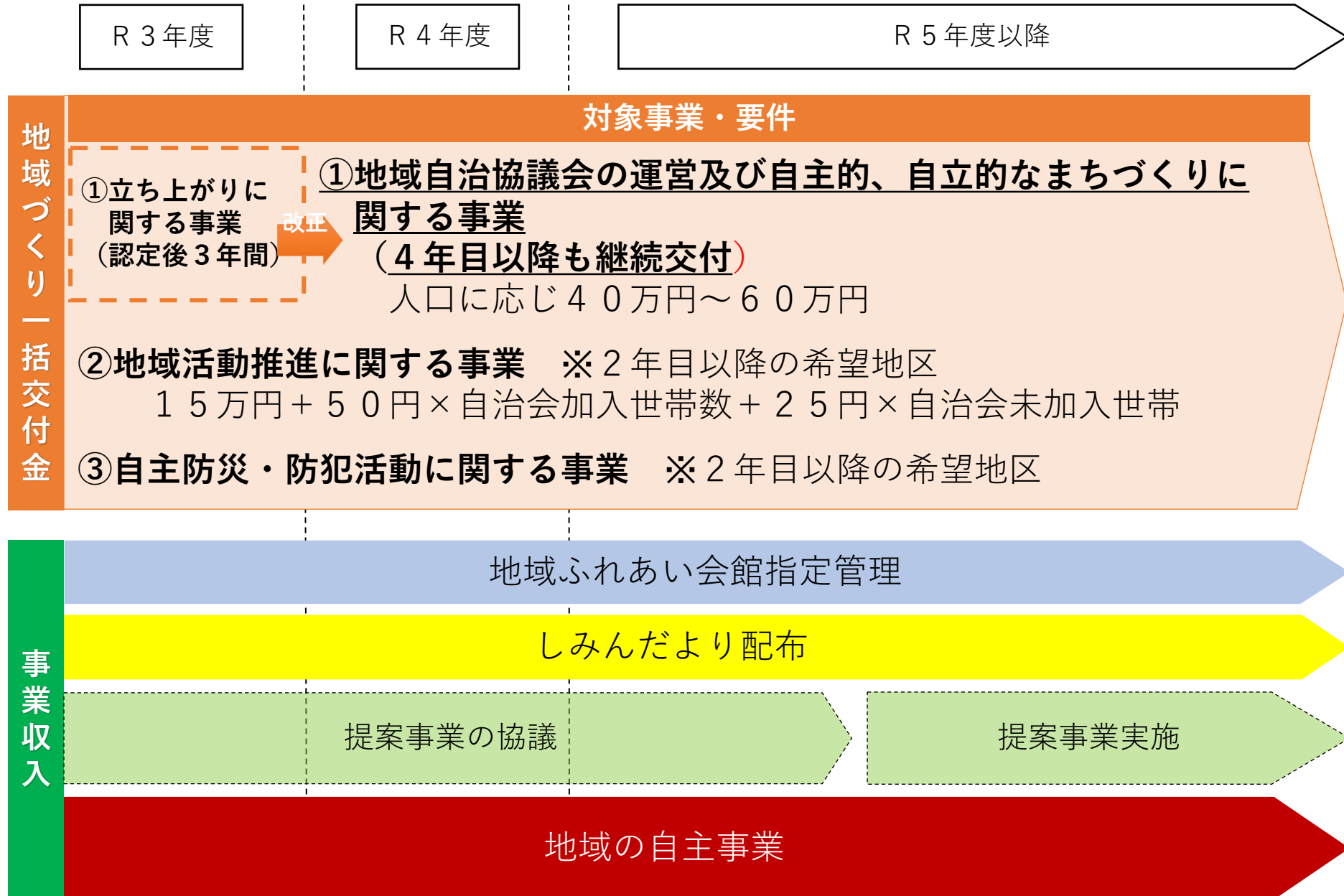
地域自治協議会の取組状況

ブロック	地区名	設立	認定 年月日	取組状況
中部Ⅰ (5地区)	飛 鳥	●	R3.7.19	R2準備金交付
	済 美	●	R1.7.19	H30準備金交付
	済美南	●	R1.7.19	H30準備金交付
	鼓 阪			
	佐 保	●	R1.7.19	H30準備金交付
中部Ⅱ (4地区)	椿 井			
	大 宮	●	R1.6.18	H30準備金交付
	佐保川			
	大安寺西	●	R1.6.18	H30準備金交付
南 部 (6地区)	東 市			
	明 治	●	R3.4.12	R2準備金交付
	辰 市			
	帯 解			
	精 華			
	大安寺			
西南部Ⅰ (7地区)	伏 見			
	伏見南			
	西大寺北	※		未認定だが設立済
	六条校区	▲		H30準備金交付
	あやめ池			
	都 跡			
	平 城	▲		H30準備金交付
西南部Ⅱ (4地区)	学園南	●	R1.6.18	H30準備金交付
	富雄南	▲		H30準備金交付
	奈良 帝塚山	●	R2.8.14	R1準備金交付
	学園三碓			

ブロック	地区名	設立	認定 年月日	取組状況
西北部Ⅰ (4地区)	登美ヶ丘			
	東登美ヶ丘			
	平城西	●	R1.7.19	H30準備金交付
	鶴 舞	▲		H30準備金交付
西北部Ⅱ (4地区)	二 名	●	R1.7.19	H30準備金交付
	青 和			
	富 雄			
	鳥 見			
東 部 (6地区)	田 原	▲		R4準備交付金
	柳 生			
	大柳生			
	東 里			
	狭 川			
	月ヶ瀬			
北 部 (5地区)	神 功			
	右 京			
	朱 雀	●	R1.7.19	H30準備金交付
	左 京	●	R1.6.18	H30準備金交付
	佐保台	●	R1.6.18	H30準備金交付
都 祁 (4地区)	並 松			
	吐 山			
	都 祁			
	六 郷			

●協議会設立済	14
▲準備会設立済	5

地域自治協議会への支援



地域自治協議会の課題及び地域自治協議会から市への期待要望事項と今後の市の取組

●見えてきた課題と課題解決への取り組み

- ①地区自治連合会と地域自治協議会のあり方・関係を整理する必要がある。
- ②構成団体がベクトルを合わせてまちづくりに参画するには難しさがある。根気強く！
- ③安定運営のため、存在意義を周知し続けること、また事務局体制の充実も大事だ。
- ④財源の安定、担い手の人材確保、活動継続へ有償ボランティア制が不可欠である。
- ⑤自治会離れは深刻であり、また未加入者をどう巻き込むかの問題が顕著になる。

●地域自治協議会に関する行政への期待要望など

- ①組織の法人化を進めるなど、自立・自治を基本に考えて運営できるよう指導すべき。
- ②行政側の窓口の一本化、職員の地域自治協議会への認識不足の解消に努める。
- ③担当部署から各種団体へ、地域自治協議会への参画と連携協働への啓発に取り組むこと。
- ④使いやすい財源、有償ボランティアなどの人件費などの確保を望む。
- ⑤地縁団体などの加入率減少は行政側にとって危機、条例に基づき力を入れるべき。

(令和5年1月18日奈良市自治連合会地域自治協議会検討委員会より)



今後の市の取組

- (1) 市職員への研修と各種団体への啓発促進
- (2) 地域自治協議会の設立促進に向けた認定要件の検討
- (3) 交付金の継続と地域提案に基づく市からの業務委託の実現による
地域自治協議会の財源確保
- (4) 関係機関との連携による自立化への支援

今後の市の取組（１）市職員への研修と各種団体への啓発促進

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」が令和元年１２月に改正され、地域の課題解決に向けた総合的・包括的な取り組みを行うプラットフォーム的な新たな自治の仕組みである「地域自治協議会」が条例に謳われ、積極的に支援していくこととなった。

しかしながら、３年が経過した現在、４９地区のうち１４地区の設立に留まっている状況から、地域自治協議会の設立推進に向けた、より積極的な次の取組を行おうとする。

１．市職員への研修

- 地域を代表する組織である地域自治協議会について、まだまだ市職員間においても十分に認知されていないのが現状。
- 市全体として、地域自治協議会と共に地域課題を解決していくという気運を高めるため、職員研修を計画的に実施。

２．主要４団体への啓発活動

- 地域自治協議会の設立には、地区自治連合会、地区自主防災・防犯組織、地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会の参加が必須。
- 上記４団体に対して、地域自治協議会設立の必要性を理解いただくための説明会を開催することで、各団体の課題を共有し設立推進につなげる。

３．地区自治連合会への聞き取り調査

- 地域自治協議会設立に関しては、地区自治連合会が中核的な役割を担っている。
- 地区自治連合会の役員に対して、地域自治協議会設立の進捗状況や設立に向けた課題を確認するための個別ヒアリングを行うことで、設立促進のための支援を行う。

その他、市職員ＯＢの地域活動への参加を推進する仕組みの検討や、主要４団体以外のＮＰＯ、事業者等への働きかけを行うなど、地域自治協議会のプレゼンス向上と設立推進に向けた取組を行う。

今後の市の取組（２）地域自治協議会の認定要件の検討

【現行】奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則に定める協議会の認定要件

- ① おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- ② 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- ③ 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。
- ④ 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。
- ⑤ 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。
- ⑥ 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。



地域自治協議会の設立推進についての課題

1. 地域自治協議会の設立がなかなか進まない。現在14地区（R1 11地区 R2 1地区 R3 2地区）自治会加入率が低下する中で、地域自治協議会の設立推進が必要。
2. 要因の1つとして、区域全体を対象とした地域活動の実態があるにもかかわらず、様々な事情によって認定要件を満たせないなど、現在の要件が実態に即していない場合が考えられる。

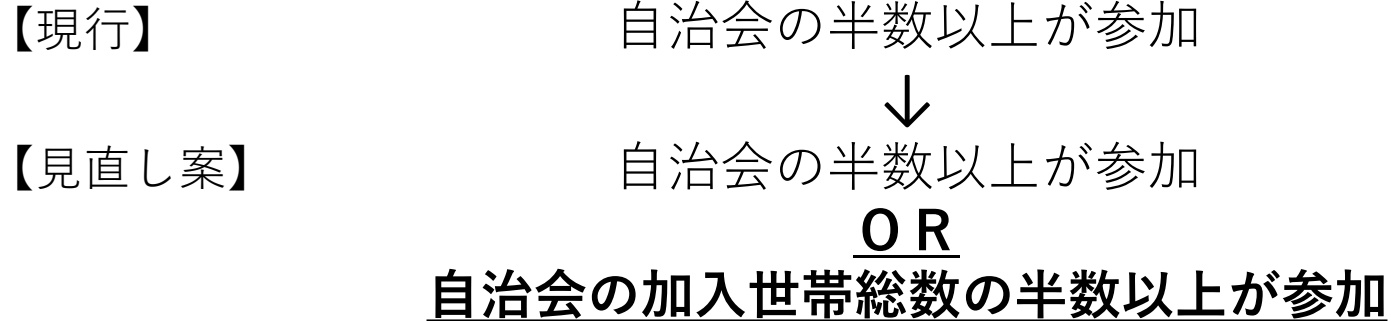


地域の実態に合わせ、地域自治協議会の認定要件の見直しを検討

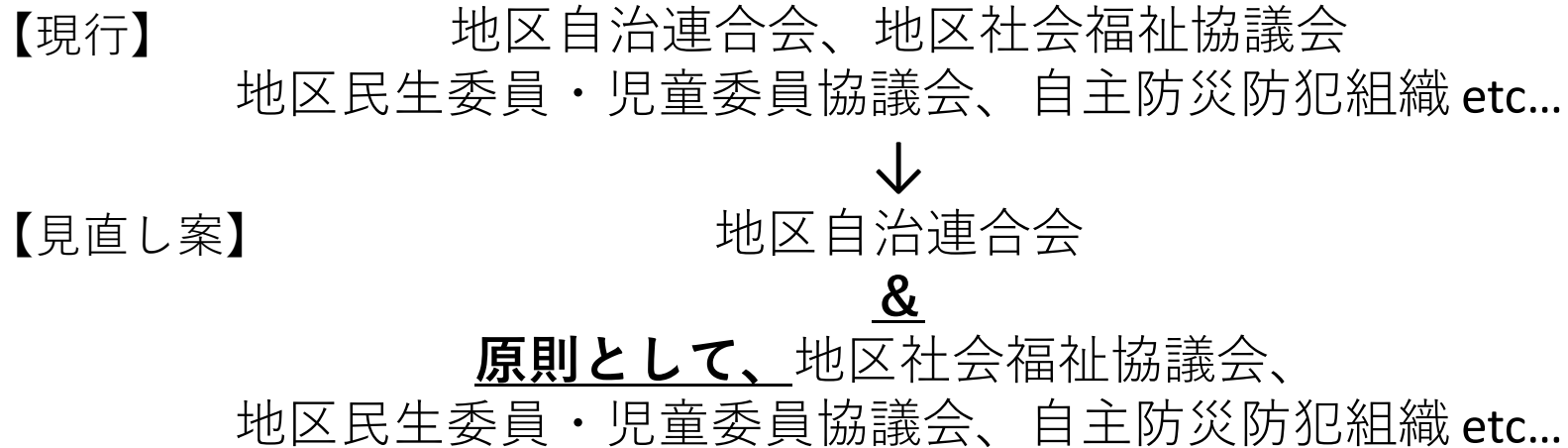
- 自治会数でみれば半数に満たない場合でも、世帯数でみれば半数以上の参加となっている場合は地域を代表する組織として認められるのではないか。（単位自治会の規模は多種多様）
- 必須の4団体（地区自治連合会、地区自主防、地区社協、地区民児協）の規模や活動実態、関係性は地区によって様々であり、各地区の事情を加味し柔軟に対応すべきではないか。

地域自治協議会 認定要件見直しの方向性

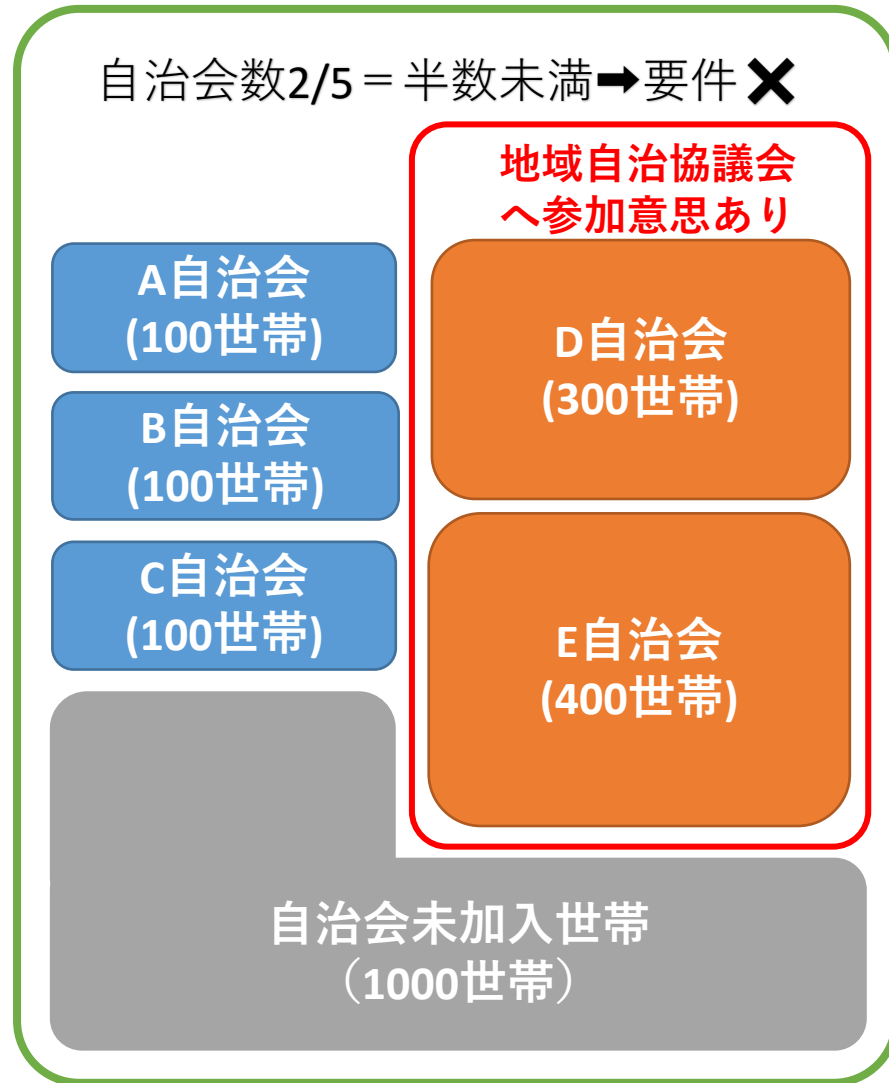
■自治会要件



■構成団体要件

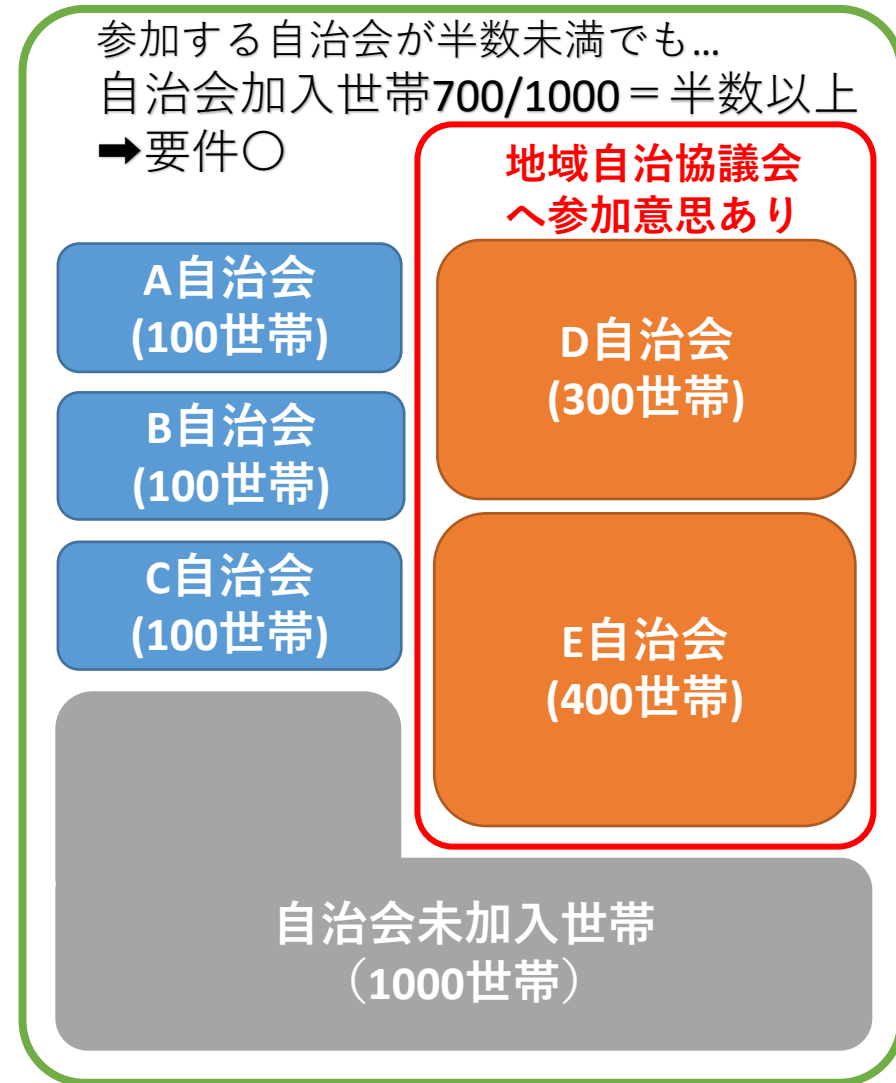


■自治会要件のイメージ 【現行】



区域内自治会数：5
自治会加入世帯数：1000 未加入世帯数：1000
→自治会数 $2/5$ では自治会半数以上の要件満たさず

【見直し案（要件追加）】



区域内自治会数：5
自治会加入世帯数：1000 未加入世帯数：1000
→自治会加入世帯 $700/1000$ で自治会加入世帯半数以上
でも要件クリア

■構成団体要件のイメージ

【現行】

必須

地区自治連合会
地区社会福祉協議会
地区民生委員・児童委員協議会
自主防災防犯組織

+

例示

P T A
万年青年クラブ
子ども会・婦人会
日赤奉仕団
消防団・女性防災クラブ
商店・事業者
学校・学校支援団体
子育て団体
マンション管理組合
N P O ・ ボランティア団体 など

- 4団体は必須参加
- その他区域内で活動する団体が参加

【見直し案】

必須

地区自治連合会

+

原則

地区社会福祉協議会
地区民生委員・児童委員協議会
自主防災防犯組織

+

例示

P T A
万年青年クラブ
子ども会・婦人会
日赤奉仕団
消防団・女性防災クラブ
商店・事業者
学校・学校支援団体
子育て団体
マンション管理組合
N P O ・ ボランティア団体 など

- 自治連合会は必須、3団体は原則参加
- その他区域内で活動する団体が参加

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則 認定要件の改正案

現行

- ① 略
- ② 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- ③～⑥ 略



改正案

- ① 略
- ② 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 区域内に存する自治会の半数以上が参加していること。
 - イ 協議会に参加している自治会の加入世帯数が区域内に存する自治会の加入世帯総数の半数以上であること。
- ③ 地区自治連合会が参加しているほか、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が原則として参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。

※改正前の③～⑥を１号ずつ繰り下げる